

# 守谷市総合計画審議会条例

資料\_02

平成6年3月23日条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守谷市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の件について調査、審議し、答申する。

(1)総合計画に関すること。 (2)国土利用計画に関すること。 (3)その他市長が必要と認めること。

(組織)第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)団体の役職員 (2)知識経験者 (3)市民

3 前項第4号の市民は、公募により選出するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る策定が終了するまでとする。

2 前条第2項第1号及び第2号のうちから委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。